

【学力に関する証明書】を申請される方へ

「学力に関する証明書」は、教育職員免許状を取得するにあたり必要な単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書です。

免許状の交付申請、在学中に修得した教職課程科目の単位を確認する際に、この証明書が必要になります。

免許状を取得したことを証明するものではありません。

教員免許を取得していることの証明や、免許状を紛失された場合などは、免許状を申請した各都道府県教育委員会にお問い合わせください。

適用される免許法	入学年度
新法（平成 28 年改正法）	平成 31 年度（2019 年度）入学～
旧法（平成 10 年改正法）	平成 12 年度（2000 年度）～
旧々法（昭和 63 年改正法）	平成 2 年度（1990 年度）～平成 11 年度（1999 年度）入学
旧々々法	～平成元年度（1989 年）入学

「学力に関する証明書」は、**在学当時の教育職員免許法に基づいて作成されます。**

ただし、旧法以前の入学生で、在学中に未修得だった不足単位をこれから修得する場合、別の学校種・科目の免許状を新たに取得する場合は、原則、新法が適用されます。

新法に読み替えた「学力に関する証明書」が必要な場合は、備考欄に「新法希望」とご記入ください。

教育職員免許法規則 66 条の 6 に定める科目（「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」）のみを証明する場合は、在学していた学部学科の教職課程の有無や入学年度に関係なく発行することができます。

ご希望の場合は、備考欄に「第 66 条の 6 のみ希望」とご記入ください。

【連絡先】

十文字学園女子大学

教務課

TEL：048-477-0929